



# 宮 崎 県 公 報

令和6年7月1日(月曜日) 第522号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

告 示	頁
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(3件).....(障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定(2件).....( " ) 1	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更.....( " ) 2	
○車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定.....(道路保全課) 2	
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法...(道路保全課) 2	
公 告	
○県民栄誉賞の受賞者の名称及びその事績.....(秘書広報課) 2	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見(2件).....(商工政策課) 3	
○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見.....( " ) 3	
○県営土地改良事業計画の策定.....(農村整備課) 3	
○公共測量の実施の通知.....(管理課) 3	
○宮崎県建設技術センターの指定管理者の指定の申請の公表.....( " ) 4	

## 告 示

### 宮崎県告示第 351号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
マナビヤ在宅クリニック「un」	宮崎市	精神通院医療	令和6年4月1日

### 宮崎県告示第 352号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
寺山こもれび薬局	宮崎市	薬局	令和6年4月1日
わがや訪問看護ステーション	宮崎市	訪問看護	令和6年4月1日
訪問看護ステーションCAN	宮崎市	訪問看護	令和6年4月1日
高千穂町訪問看護ステーション	高千穂町	訪問看護	令和6年4月1日

### 宮崎県告示第 353号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
都城在宅医療クリニック	都城市	精神通院医療	令和6年5月1日
カーブ油津薬局	日南市	薬局	令和6年5月1日
コンパス訪問看護宮崎	宮崎市	訪問看護	令和6年5月1日
訪問看護ステーションいちご	都城市	訪問看護	令和6年5月1日
訪問看護ステーション真ごころ	宮崎市	訪問看護	令和6年5月1日
訪問看護ステーションy oridocoro	国富町	訪問看護	令和6年5月1日
訪問看護ステーションかえるのほっぺ	宮崎市	訪問看護	令和6年5月1日
訪問看護ステーションV ision	三股町	訪問看護	令和6年5月17日
ユーカリ訪問看護ステーションMiyazaki	宮崎市	訪問看護	令和6年5月1日

### 宮崎県告示第 354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年7月1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
高千穂町訪問看護ステーション	高千穂町	訪問看護	令和6年4月1日

宮崎県告示第 355号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年7月1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーションいちご	都城市	訪問看護	令和6年5月1日
訪問看護ステーションy oridocoro	国富町	訪問看護	令和6年5月1日
訪問看護ステーションいな	西都市	訪問看護	令和6年5月1日

宮崎県告示第 356号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和6年7月1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーションベスト	宮崎市	宮崎市清武町加納乙132番地3	宮崎市柳丸町237番地1	令和6年4月1日

宮崎県告示第 357号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和6年7月1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道 325号	西臼杵郡高千穂町大字三田井字猿渡1567番5地先から同郡同町大字河内字枳屋1883番3地先まで
県道稲葉崎平原線	延岡市古川町 610番4地先から同市大貫町一丁目2967番1地先まで

県道浦城東海線	延岡市川島町1415番4地先から同市東海町198番6地先まで
県道延岡インター線	延岡市野地町五丁目2671番地先から同市天下町190番2地先まで

2 指定する期日

令和6年7月1日

宮崎県告示第 358号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和6年7月1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道南俣宮崎線	東諸県郡綾町大字入野字向新開3495番2地先から同郡国富町大字田尻字浮島2238番52地先まで

2 指定する期日

令和6年7月1日

3 通行方法

1に掲げる道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせるとともに、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

公 告

宮崎県県民栄誉賞表彰規則(平成12年宮崎県規則第127号)第2条の規定により令和6年6月13日付で県民栄誉賞を受けたものの氏名及びその事績は、次のとおりである。

令和6年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 氏名

スカイ・ブラウン

## 2 事績

東京オリンピックで初めて採用されたスケートボード競技の女子パーク種目において銅メダルを獲得し、広く県民に大きな感動と活力を与え、県民の郷土に対する自信と誇りを醸成した。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ本郷北方店  
宮崎市大字本郷北方字池田4382番2 外

## 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の新設

令和6年2月27日

## 3 意見の概要

意見なし

## 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

令和6年7月1日から令和6年8月1日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス宮崎元宮店  
宮崎市元宮町55番 外

## 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の新設

令和6年3月8日

## 3 意見の概要

意見なし

## 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

令和6年7月1日から令和6年8月1日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェニックスガーデンうきのじょう

宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部

## 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出

駐車場の位置及び収容台数、廃棄物等の保管施設の位置及び容量

令和6年2月9日

## 3 意見の概要

意見なし

## 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

令和6年7月1日から令和6年8月1日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により坂の上地区区宮土地改良事業（都農町、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧期間

令和6年7月1日から令和6年7月30日まで

## 3 縦覧場所

都農町役場農地課内

## 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県南那珂農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和6年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 作業の種類

公共測量（路線測量）

<p>2 作業地域 宮崎県日南市大字平野字七迫</p> <p>3 作業期間 令和5年9月6日から令和6年5月31日まで</p> <hr/> <p>公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県建設技術センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。</p> <p>令和6年7月1日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的</p> <p>(1) 名称 宮崎県建設技術センター（以下「センター」という。）</p> <p>(2) 所在地 宮崎市清武町今泉内2559の1</p> <p>(3) 設置目的 優れた建設技術者等の養成及び建設資材の品質管理試験並びに県民の安全で安心な暮らしを支える技術等に対する意識の啓発に資する研修のための施設</p> <p>2 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。</p> <p>3 指定管理者の業務</p> <p>(1) 建設技術者の基礎的訓練並びに知識及び技能の修得に関する業務</p> <p>(2) センターの利用に関する業務</p> <p>(3) センターの維持及び保全に関する業務</p> <p>(4) その他管理運営に必要な業務</p> <p>4 指定管理者が行う管理の基準 公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県建設技術センター管理規則（平成21年宮崎県規則第29号）第13条に規定する管理の基準による。</p> <p>5 指定管理者の指定方法 知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。</p> <p>6 指定管理者指定の申請に必要な資格</p> <p>(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者においては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者においては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。</p> <p>(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。</p> <p>(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）</p>	<p>第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。</p> <p>(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。</p> <p>(9) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第66条の2第1項の規定に基づく食品衛生責任者を配置することができること。（外部委託可）</p> <p>(10) 土木建設分野に係る技術、技能の修得、実習、訓練等の教育を適正かつ安全に行うため、教育職員免許、職業訓練指導員、測量士、1級土木施工管理技士等の資格を有する者を配置することができること、又は、土木建設に関する職業訓練機関の指定を受けている、若しくはこれに準ずる団体として公的機関から登録若しくは認定され、土木建設に関する教育・訓練について十分な実績を有していること。</p> <p>7 指定管理候補者の選定に係る審査基準</p> <p>(1) 住民の平等な利用が確保されること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容等が、センターの効用を最大限に発揮するものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。</p> <p>(4) 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。</p> <p>(5) 事業計画書の内容等が、地域への貢献等に配慮したものであること。</p> <p>8 指定管理候補者の選定方法 提出された指定管理者指定申請書、宮崎県建設技術センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県建設技術センター指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。</p> <p>9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間</p> <p>(1) 配布場所及び請求先 宮崎県県土整備部管理課総務担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7175</p> <p>(2) 配布期間 令和6年7月1日から令和6年9月2日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間</p> <p>(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。</p> <p>(2) 提出期間 令和6年8月1日から令和6年9月2日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先 宮崎県県土整備部管理課総務担当</p> <p>12 その他 この募集に関する詳細は、募集要領による。</p>
--	--